

鳥取県告示第 690 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年8月10日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 8 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
津原穴沢線	倉吉市津原字寺屋敷386地先から同市谷字後谷216-5地先まで	平成19年8月10日